

第9章

良好な景観と住み良い まちの形成に向けて



水道山から市街地を望む

9 良好な景観と住み良いまちの形成に向けて

良好な景観の形成を進めるためには、市民・事業者・行政のそれぞれが目標を共有し、行動していくことが必要です。それぞれが自ら主体的に取り組むとともに、他者と協力しあいながら進めていくことが求められます。

より良い景観と住み良いまちをつくり、育て、適切に後世に引き継ぐため、それぞれの担う役割を理解し、行動していきます。

9-1 景観形成に向けた市民・事業者・行政の役割

①市民の役割

市民は、法の基本理念並びに本計画に定める良好な景観の形成に関する方針などについて理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めます。

また、市や国・県が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力し、行政・事業者と協働して良好な景観の形成に取り組めます。

②事業者の役割

事業者は、法の基本理念並びに本計画に定める良好な景観の形成に関する方針などについて理解を深め、土地の利用など事業活動に際し良好な景観の形成に自ら率先して取り組み、良好な景観の形成に努めます。

また、市や国・県が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力し、行政・住民と協働して良好な景観の形成に取り組めます。

③行政の役割

市及び国・県は、法第2条に定める基本理念に則り、良好な景観の形成の促進に関しそれぞれが適切な役割分担を行う中で施策を総合的に定め、実施するとともに、良好な景観の形成に関する啓発と知識の普及を通じて市民・事業者の理解を深めるよう施策を進めます。

施策の策定・実施にあたっては、市民・事業者の意見等を反映するよう努めるとともに、行政が実施する事業においては、市民・事業者の規範となるよう、先導的に取り組んでいきます。

9-2 良好な景観と住み良いまちの形成に向けて

(1)市民・事業者による良好な景観形成の取組に対する支援

①景観に関する情報の提供と意識啓発

市は、景観の形成に関する様々な情報発信のほか、景観講演会や出前講座などにより情報提供や市民・事業者の意識啓発に努めます。

②市民・事業者の活動に対する支援

市は、市民・事業者の活動に対し、技術的支援や助成のほか、表彰制度の創設等により、積極的に取り組む市民・事業者を支援します。また、住民からの発議による景観に関する計画提案を支

援するための仕組みの整備や、市民・事業者の良好な景観形成活動を支援する制度等の充実化を図り、より一層良好な景観の形成が展開できるよう努めていきます。

③景観に関する相談窓口の設置

景観づくりに関する様々な疑問や悩みの解決や、活動に対する助言のほか、景観に悪影響を及ぼす物件や違反広告物に対する通報等に対応する相談窓口を設置します。

(2)景観法に定められた諸制度の活用

法では、本計画の第8章までに記載したもののほか、市民・事業者による良好な景観の形成を支援するための諸制度が規定されています。個々の地区の状況や地域づくりの方向性などを踏まえながら、その目的・方針に応じて積極的に諸制度の活用を図ることが望まれます。

主な制度の概要は次のとおりです。

①景観計画の変更等についての市民等からの提案（法第11条関係）

景観計画区域のうち、一体として良好な景観の形成をすべき区域として相応しい0.5ha以上の一団の土地の区域について、その所有権等を有する者が、一人または数人が共同して変更等の提案をできる制度です。提案は、計画の素案の対象となる区域の土地所有者等（国・県・市等所有の公共施設用地を除く）の3分の2以上の同意が必要です。

②景観協議会（法第15条関係）

景観計画区域内における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うため、景観行政団体、景観重要公共施設の管理者、景観整備機構が組織するものです。景観行政団体等は、必要と認めるときは、協議会に関係行政機関及び観光関係団体、商工関係団体、農林漁業団体、電気事業、電気通信事業、鉄道事業等の公益事業を営む者、市民その他良好な景観の形成の促進のための活動を行う者を加えることができます。

③景観協定（法第81条関係）

景観計画区域内の一団の土地の所有者等が、その全員の合意により、その土地の区域における良好な景観の形成に関する協定を結ぶことができる制度です。協定では、協定の目的となる土地の区域、良好な景観の形成のために必要な事項、有効期間、違反に対する措置などを定めます。

④景観整備機構（法第92条関係）

市長が、一般社団法人・一般財団法人・特定非営利活動法人に対し、その申請を受けて指定するものです。指定にあたっては、法第93条に掲げる業務（良好な景観の形成に関する事業を行う者に対する有識者の派遣、情報提供、相談その他の援助、景観重要建造物等の管理など）を適正かつ確実に行えると認められることが必要です。

(3)桐生市景観条例で定める諸制度の活用

法に定める諸制度のほか、市民・事業者による良好な景観の形成を支援するための諸制度を桐生市景観条例に定めます。個々の地区の状況や地域づくりの方向性などを踏まえながら、その目的・方針に応じて積極的に諸制度の活用を図ることが望まれます。

主な制度の概要は次のとおりです。

①景観重点地区

景観計画区域のうち、特に一体的な景観の形成又は保全を図る必要があると市長が認める地区について、その取組を支援するため、市長が指定するものです。景観重点地区では、市民や事業者等の合意に基づき、地区固有の景観形成や保全を図るための基準を定めることができます。景観重点地区から法定地区への将来的な移行に向け、良好な景観の形成・保全の推進が望まれます。

市民等による景観重点地区の指定の提案は、法第 11 条に規定する提案制度により行うことができます。

②地区景観推進協議会

景観計画区域内の一定の地区における良好な景観の形成を図ることを目的として、当該地区の市民が自主的に設置した団体のうち、条例に定める要件を満たすものについて、団体からの申請を受け、市長が認定する制度です。

(4)計画的な景観形成の推進

①景観審議会

当市では平成 6 年に桐生市都市景観審議会を設置し、景観に関する事項について諮問し、答申を受けてきました。今後も引き続いて計画的な景観形成を推進するため、景観審議会の一層の活用を図っていきます。

②ガイドラインの作成

「第 4 章 行為の制限に関する事項」に定める景観形成誘導基準を補完し、色彩などより詳細な景観形成のルールを定める「桐生市景観色彩ガイドライン」を作成します。ガイドラインでは、景観形成のイメージや配慮すべき事項、守るべきルールなどについて、イラストや写真等により具体的事例や解説等を示しながら、市民・事業者にわかりやすく示します。

③計画の見直し

本計画は、上位計画の総合計画や都市計画マスタープランなどの改定に合わせて見直すこととします。また、地域における景観形成の進捗など景観にかかる情勢の変化が見られた場合には、適宜見直しを行い、改善と充実を図ります。